北海道根室振興局告示第４６号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和６年（2024年）８月２９日

北海道根室振興局長　所　健一郎

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

標津郡中標津町東16条南８丁目４番　他３筆
標津郡中標津町東17条南８丁目１番１　他２筆

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

標津郡中標津町東16条南９丁目５番地２
佐藤　義一

３　開発許可年月日及び番号

令和６年(2024年)３月15日付け根建指第1345号指令